

「台風襲来時」(暴風警報等発令時)の措置について

次の地域や市町に「暴風警報」が出ている場合は下記の措置を取ってください。

警報対象地域・・・大阪府、北大阪

警報対象市町・・・高槻市、自分の居住地の市町

「暴風警報」発令中は生徒は登校してはいけません。

7時までに解除のとき 平常授業

7時～9時までに解除のとき 3限目(10:40～)より授業

9時～10時までに解除のとき 4限目(11:40～)より授業

10時～12時までに解除のとき 5限目(13:20～)より授業

12時現在発令中のとき 臨時休校

「大雨特別警報」が発令された場合も同様に対応してください。

なお、大阪府教育委員会から具体的な指示が出た場合は、その指示にしたがってください。